解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十一年七月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月七日

長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷四八三番地

清算法人彼杵中央土地改良区

清算人　川井　忠幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月七日

鹿児島市西千石町一六番八号

医療法人寿会

清算人　有馬　俊典

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年九月十七日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月七日

石川県白山市月橋町ル一六九番地

白山市鶴来中央土地区画整理組合

清算人代表　辻　貞雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月七日

山口県柳井市大畠一五〇〇番地柳井市役所大畠総合支所内

財団法人大畠観光開発公社

代表清算人　上田　順二

公益信託武内節子高齢者在宅福祉基金第十四期決算公告

一、事業概要

ホームヘルパーの活動支援のための車両購入助成金として、社会福祉法人椎原寿恵会に七三九、五七〇円、社会福祉法人済昭園に八〇〇、〇〇〇円を給付した。

二、財産目録（平成二十一年三月末現在）

資産合計　五、七一九、一九三円

負債合計　〇円

正味信託財産　五、七一九、一九三円

平成二十一年十月七日

佐賀県佐賀市唐人二丁目七番二〇号

公益信託武内節子高齢者在宅福祉基金

受託者　株式会社佐賀銀行

配当公告

群馬県佐波郡玉村町大字下茂木八六二番地一四

破産者　株式会社ジェイティーピープロセス

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十年（フ）第五四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、二四三、一一〇、五七七円

（内優先債権額　金一〇、六二八、〇三六円）

一、配当することのできる金額

金二八、四〇二、八九三円

（内優先債権額　金一〇、六二八、〇三六円）

平成二十一年十月七日

群馬県伊勢崎市本町二番地一〇

破産管財人　小暮　清人

配当公告

名古屋市中村区長筬町五丁目四四番地の二

破産者　株式会社イシグロ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第三二〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二九、〇三〇、五二四円

（内優先債権額　金五八〇、六三二円）

一、配当することのできる金額

金三一、一三八、〇九〇円

（内優先債権額　金五八〇、六三二円）

平成二十一年十月七日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号住友商事丸の内ビル六階

破産管財人　秋田　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那珂川町盛泉一八一四番地、最後の住所札幌市西区発寒十一条一丁目三番二〇号特別養護老人ホームはっさむ　はる

被相続人　亡　戸部　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日

札幌市中央区大通西十四丁目一―九ダイアパレス大通七〇一号室

相続財産管理人弁護士　伊藤めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県遠野市上組町一番、最後の住所岩手県遠野市上組町一番一三号

被相続人　亡　昆野　勝士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日

盛岡市本町通二丁目一番三七号藤沢ビル一階

相続財産管理人　藤田　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市南町一丁目六三番地、最後の住所茨城県水戸市千波町九一一番地の五

被相続人　亡　町田　通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日

茨城県水戸市緑町三丁目五番四一号

相続財産管理人　水口　二良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区経堂一丁目五一番地、最後の住所東京都文京区関口一丁目三番七号クレセント・パレス三〇四

被相続人　亡　田邊　元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区下目黒五丁目八〇二番地、最後の住所東京都品川区荏原四丁目一三番六号ハウス西治二〇二

被相続人　亡　野上　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号AKオギクボビル五階五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区蔵前四丁目一七番地三、最後の住所東京都台東区蔵前四丁目四番八号

被相続人　亡　関根　キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号赤坂ツインタワー本館六階末吉綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文